

我が国における鳥インフルエンザの分類

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥類の疾病です。

我が国の家畜伝染病予防法では、病原性の程度及び変異の可能性によって、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、低病原性鳥インフルエンザ(LPAI)及び鳥インフルエンザの三つに分類されています。

平成23年4月の同法改正前は、高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ・弱毒タイプ)と鳥インフルエンザに分類されていましたが、法改正を機に国際獣疫事務局(OIE)が定めている国際的な基準に合わせるため、現在の分類に変更されました。

		ウイルスの亜型	
		H5、H7	H5、H7以外
病原性	低い	低病原性鳥インフルエンザ(LPAI) 対象種: 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	鳥インフルエンザ 対象種: 鶏、あひる、うずら、七面鳥
	高い(※)	高病原性鳥インフルエンザ(HPAI) 対象種: 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	


 変異する可能性



OIEの診断基準(※)に準じて判定

家畜伝染病予防法の改正に伴う変更(H23年4月)

(改正前)

(改正後)

法定伝染病

高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ)



高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)



低病原性鳥インフルエンザ

届出伝染病

鳥インフルエンザ



鳥インフルエンザ

変更なし

※次に示すOIEの診断基準(高病原性鳥インフルエンザ)のいずれかを満たした場合に、病原性が高いと判定

①6週齢鶏の静脈内接種試験で病原性指標(IVPI)が1.2以上又は4~8週齢鶏の静脈内接種試験で75%以上の致死率を示す。

②H5又はH7亜型のウイルスで、特定部位のアミノ酸配列が既知のHPAIウイルスと類似している。